

東京医療保健大学に寄附金の御協力をいただきますと、次の税法上の優遇措置が受けられます。

◎個人の場合

寄附金額が年間2,000円を超える場合には、その超えた金額が、当該年の所得金額から控除されます。

$\text{寄附金額} \times 1 - 2,000\text{円} = \text{所得控除額}$

※1 控除対象となる寄附金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

寄附金の税額控除を受けるには、所轄税務署での確定申告が必要です。本学発行の『寄附金領収書』と『特定公益増進法人証明書（写）※2』を添えて、ご寄附された翌年の確定申告期間内に所轄税務署で確定申告の手続きをお済ませください。

なお、上記書類は、寄附金が本学に入金され次第、お送りいたします。

※2 東京医療保健大学は、文部科学大臣より寄附金控除の対象となる所得税法施行令第217条（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明を受けております。

◎法人の場合

法人からのご寄附については、寄附金額が一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、これと同額まで当該事業年度の損金に算入することができます。

この寄附金による損金算入は、本学発行の『寄附金領収書』と『特定公益増進法人証明書（写）※3』によって手続きができます。

なお、上記の書類は、寄附金が本学に入金され次第、お送りいたします。

※3 東京医療保健大学は、文部科学大臣より寄附金控除の対象となる法人税法施行令第77条（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明を受けております。